

平成 26 年度第 4 回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 26 年 7 月 30 日（水） 午後 7 時 00 分～9 時 30 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 武田和也委員 長谷川早苗委員 新倉南委員 菅原良次委員  
浜名紹代委員 白石京子委員 斎藤利之委員 柘植宏実委員  
立川都委員 水沼絵里子委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長  
子ども家庭部主幹  
保育課長  
子育て支援課長

欠席者の氏名

井尻郁夫委員 谷津洋子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 運営基準等について
- 3 確保方策（案）について
- 4 東久留米子ども・子育て支援事業計画（骨子案）のイメージについて
- 5 その他
- 6 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、平成 26 年度第 4 回東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。

〇〇委員と〇〇委員が欠席という連絡が入っておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。半数以上の委員が出席されておりますので、会議を正式に開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局から議事についてご説明をお願いします。

・事務局

それでは、本会議の議題内容等に関してご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音しておりますので、ご承知おきのほどよろしくお願いたします。本日の議題につきましては、配付させていただきました次第のとおり、まず2「運営基準等について」、3「確保方策（案）について」、4「東久留米子ども・子育て支援事業計画（骨子案）のイメージについて」、5「その他」でございます。

・会長

それでは本会議に入りたいと思います。事務局の方、傍聴をご希望の方がいらっしゃいましたら、規則に従って傍聴を確認したいと思います。それではよろしくお願いたします。＜傍聴者入場＞

傍聴の方が着席されたようですので、資料についてのご確認を事務局の方にお願いたします。

・事務局

それでは、まず、事前に配付させていただきました資料についてご確認させていただきます。事前に配付させていただきました資料は、資料57「東久留米市が条例で定める必要がある施設等の基準に係る補足資料」でございます。

続きまして、当日配付資料についてご確認させていただきます。当日配付資料、お手元の資料をご確認いただきまして、1つ目が資料58「『東久留米市子ども・子育て会議』委員からのご意見・ご質問に基づくQ&A」でございます。2つ目の資料59「各種基準に係る官報訂正について」でございます。3つ目が資料60「子ども・子育て支援事業計画における確保方策（案）について」でございます。4つ目が資料61「放課後児童健全育成事業『量の見込み』の補正について」でございます。最後に5つ目が資料62「東久留米子ども・子育て支援事業計画（骨子案）のイメージについて」でございます。資料の確認等については以上でございます。

なお、机上配付させていただきました資料につきましては、会長からご説明を頂戴したいと思います。

・会長

事務局のほうから資料についてご説明がありましたが、何かご質問がありましたら委員の方からよろしくお願いたします。よろしいですか。

それでは机上配付について、一番最後のところに、私宛に意見と要望が出されておりますので、その資料についてご確認をしておいていただきたいと思います。ございますか。補足資料として一応配付させていただきます。

それでは、先日私のほうにも今資料が届いているということで申し上げましたので、次に、次第2「運営基準等について」に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。「運営基準等について」事務局にご説明をいただく前に、私のほうから「運営基準等について」これまでの一連の流れについて、最終確認をしておきたいと思います。

5月23日に行われた平成26年度第2回会議で、「子ども・子育て支援新制度における市で定める基準」として、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」と、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に関して、事務局より国の基準が示され、この2つの基準に関して説明がありました。

6月30日に行われた平成26年度第3回会議では、事務局から、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に関して国基準が示され、子ども・子育て支援新制度における市で定める3基準に関して、概要及び素案の内容の説明がありました。また、保育の必要性の認定基準についても事務局より説明があり、これらについて委員の皆様から多数のご意見をいただきました。

さらに、東久留米市子ども・子育て会議と並行し、特定教育・保育施設、家庭的保育、放課後児童健全育成事業の3つの基準の素案に関しては、平成26年7月1日(火)から22日(火)までパブリックコメントが行われ、市民の方からも幅広く意見聴取が行われました。また、委員の皆様におかれましては、3基準の素案に関するQ&Aの作成にご協力いただきまして、ありがとうございます。補足資料と併せ、パブリックコメントの参考資料として、市民の皆様にお示しすることで、市民の皆様にも子ども・子育て会議でどのようなところが議論となっているのか知っていただくことができたのではないかと考えております。以上のような経緯を経て今回の会議に至っております。それでは、事務局より2の「運営基準等について」ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 2 運営基準等について

### ・事務局

それでは、次第2「運営基準等について」、事前配布資料57、当日配付資料58、59を用いまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料57「東久留米市が条例で定める必要がある施設等の基準に係る補足資料」でございますが、ただいま会長からもお話があったとおり、本日のこの会議における開催通知をお送りさせていただいたときに同封させていただいたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、目次がございます。この資料につきましては2ページから4ページにかけてが、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の説明資料となっております。5ページをおめくりいただきますと、こちらが「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準関連の資料となっております。最後の6ページは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」関連の資料となっております。すべて内閣府の国の資料でありまして、補足資料としまして、パブリックコメントの際にも記事のところに掲載させていただいているものでございます。事前に送付させていただいた資料ですので、内容は割愛させていただきます。

続きまして、資料58『東久留米子ども・子育て会議』委員からのご意見・ご質問に基づくQ&Aでございます。こちらにつきましても、本日の会議の開催通知のときに委員の方々をお願いをしたところでございますが、まず6月30日の会議で委員の方からいただいた意見の概要をそれぞれ基準ごとに記させていただきまして、それに対する事務局の見解を表記させていただいた資料でございます。委員の方には7月11

日に資料番号は付いておりませんが、送付させていただいているものです。またパブリックコメントの記事のところに、市民の方に会議の中でどんな意見があったか、どんな事務局のほうの見解があったかわかるように、こちらも併せて載せさせていただいております。

続きまして資料 59 をご覧いただけますでしょうか。「各種基準に係る官報訂正について」というものでございます。こちらにつきましては、国の基準が3つ、公布され示されていたところがございます。4月30日に公布されたものですが、その後、国のほうから連絡がありまして、官報の原稿のところの訂正等があったので、官報の訂正をしたということがございます。委員の皆様には、例えば資料 59 の1ページ「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、いわゆる国の基準につきましては、5月23日の会議の資料 45 としてお渡ししているものでございます。これにつきましては、官報で訂正があったところについて抜粋して、今回資料として提示させていただきます。

例えば、1枚おめくりいただいて2ページの上から8行目「一 日用品、文房具その他」の次の「特定教育・保育」というところに二重線が引いてあります。さらに続きまして、「特定地域型保育」というところにアンダーラインが引いてあります。このような形で見え消しをさせていただいて、訂正箇所を抜粋させていただいております。皆様のお手元の資料と照らし合わせていただきまして、追加で参考、訂正ということで資料とさせていただきます。この基準が3ページになります。

また、パブリックコメントにつきまして、この特定教育・保育施設の関係の資料を掲載させていただいたところですが、そちらにつきましては、官報の原稿の誤りということもありまして影響がございませんでしたので、今回は資料が付いていません。続きまして、4ページをお開きいただきたいと思っております。「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」も官報の訂正がございました。次の5ページまでが訂正箇所の抜粋でありまして、先ほど同様見え消しをさせていただいております。こちらにつきましても5月23日の資料 45 と併せてご覧いただければと思っております。

また、1枚おめくりいただきまして6ページです。「(仮称) 東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)の内容について」というものでございますが、こちらが6月30日の会議の資料 51 にかかわる官報訂正の抜粋バージョンでございます。この資料につきましては、同じものをパブリックコメントの記事のところに掲載させていただいておりますので、同じように訂正がございましたが、左の列の項目のところ「小規模保育事業B型」の後ろに「等」というところが追加されたところがございます。ちなみに、この資料につきましては7月17日のホームページで修正を行っております。

続きまして、7ページ「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」のところになります。こちら6月30日の資料 52 の官報訂正箇所の抜粋バージョンになります。1カ所「補助者」が「補助員」に訂正になっております。

最後になりますが、8ページ「(仮称)『東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)』の内容について」でございます。こちら6月30日の会議の資料 53 ということ提示させていただいたものの官報訂正による抜粋のも

のでございます。こちら先ほどの「家庭的保育事業等」と同様、ホームページのほうは訂正版を掲載させていただいています。今回の「運営基準等について」の資料の説明は以上でございます。

・会長

ただいま事務局より、資料 57、58、59 の運営基準に関する説明がありましたが、何か質問がございますか。

・委員

資料 59「各種基準に係る官報訂正について」についてですが、今回は市が出された案に関して皆さんいろいろ検討して、パブリックコメントの意見も踏まえてやっていくということで、僕もいろいろ調べたりしてきたのですが、実際に今おっしゃられたように、厚生労働省で出された 4 月 30 日の内容について 8 カ所に誤りがあった。8 カ所訂正しましたということで、たしか 7 月 8 日の官報に、ここが間違っていましたよというのが出されたのですが、実際にこれを基に仙台市の市議会は条例案を撤回している内容もあるわけです。

今の説明ですと、どこが具体的にどう出したのかとか、その辺がわかりにくい。僕がちょっといろいろなところから聞いた情報ですと、例えば、もともと配られた厚生労働省の案では、居宅訪問型保育事業者が食事の提供を行ってもよいというような誤解があるというものがあったり、あるいは調理員を置かなくてもよい特例期間の対象について混乱があったと聞いています。やはり何がどういうふうに訂正されたのか、今の説明では非常にわかりにくいと思うんですね。そこを具体的に説明していただきたいと思います。

・事務局

今回、訂正箇所については見え消しをさせていただいているので、まずアンダーラインが引いてあったり二重線が引いてあって、どこが違うのかということを示させていただいています。なので、訂正箇所としてはそちらになります。

また、併せて今回パブリックコメントを実施した内容につきまして、影響があるところは、例えば 6 ページをお開きいただいて、先ほどご説明させていただいた「B 型」の後ろに「等」が付くというところ、あの 1 個所だったんですね。仙台市のお話は私も事務局のほうでも確認はしていますが、内容としましては仙台市は 6 月に条例を挙げている市であるかと思いますが、多くの自治体が 9 月を目途にこれらの条例等を検討していると思いますが、直接的な今東久留米において影響があったかということになりますと、この影響がある資料の部分になります。後ほどご説明をさせていただければと思うところですが、パブリックコメントを実施した結果として、今回できればお示しをしたかったところなのですが、なにぶん件数が 100 超えぐらいの件数がありまして、いわゆる 100 人超えというのですか、お一人、例えば 3 件ぐらいご意見をいただくとその 3 倍になりますので、それらを事務局のほうで今集計、精査させていただきながら、市の見解等も含め、皆さんにお示しできるような形に整えている最

中でございます。その中の内容につきまして、例えばこの部分が影響があったというところの質問は来ていないということもありますし、さらにこの資料のホームページでのアップ等、またパブリックコメントの資料の差し替えについては、官報の訂正が判明し次第、コメント付きで修正させていただいているところでございます。

・事務局

今、事務局のほうから説明していただいたとおり、今回の官報の訂正は資料 59 にお示しした内容です。内容としましては、いわゆる文言的に引用条文がここまでを引っ張ってしまうと、さっき言ったとおり居宅型訪問介護が食事を提供するような形になってしまうので、例えば「本文に限る」とかいろいろな形での訂正が行われたところでは、その根底にあるのは、やはり引用条文のところの引っ張り方の間違いであるとか、例えばですが、資料 59 の 1 ページには「連携する障害児入所支援施設」と書いてあったのですが、これは「連携する障害児入所施設」になりますので、「支援」を削るとか、文言訂正が主だったものなのかと思えます。うちの市に対する影響という意味からすると、例えば今後の 9 月議会のほうに、条例のほうは上程していこうと考えていますので、仙台市のような条例案を撤回するという形の対応ではなく、この官報で訂正されたものを踏まえて条例案文を作りまして、議会のほうに上程するという形を考えているところです。

・委員

ともかく、ここの委員として関わる者としては、仙台市も僕たちと同じようにこういうふうに行っている人たちが、国の誤りで 1 回撤回されている。今までの努力は何だったんだみたいなことがありましたから、そういうことがないように、ちゃんと国が指摘したものが今回の中に反映されていると考えてよいわけですね。わかりました。

あと、すみません、パブリックコメントの部分ですが、パブリックコメントで寄せられたものは資料としていただけませんか。その 105 件はどういった意見があったとか、そういうものは貰えないのですか。

・事務局

今回、予定ではお出ししたかったのですが、予想を超える件数がございましたので、資料としてはお出しすることはできないのですが、口頭である程度どういう意見があったとか、そういうことはご説明させていただき、またパブリックコメントですから、当然、後日結果の公表は通常どおり行う予定でございます。

もしよろしければ、今どんなご意見があったかとか。

・会長

ちょっと説明をよろしいでしょうか。では、よろしく申し上げます。

## ・事務局

先ほどもちらっとご説明いたしましたが、100 を超える方からご意見がございます。件数につきましては、1 人の方が何件かご質問されている方もありますので、そこはまだ集計中でございます。

事務局がご意見を見せていただく中で多かったなと感じるところにつきましては、例えば、特定教育・保育施設のところですと、上乗せ徴収の件に対するご意見が多かったかなと思っているところです。「保育料以外の費用の徴収項目について上乗せ徴収ができるような規定になっているけれども、払えない方も出てくるのではないか」といったご意見が、この特定教育・保育施設の基準については多かったという感触を持っております。

あとは、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準について多かった意見としましては、例えば調理施設が外部搬入可とされている件について、原則ではありませんが、そのことに関するご意見。それから、4 階以上の避難屋外階段の設置のところ。あとは現行で言いますと保育ママ制度と言いますが、家庭福祉員とかの資格の件ですね。これらのご意見が重複して多かったかなというところがございます。全体で言えば、現行の基準を下げないよというご意見が多かったということです。

あとは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきまして多かった意見としましては、「基準について十分に論議をしていただきたい」とか、「学童保育所に預けている保護者の意見を丁寧に聞いて欲しい」とか、「今までの東久留米の基準を下回ることのないようにしてほしい」、そのようなご意見が多かったと思います。

「その他」としましては、直接基準等ではない部分もありますが、「新しい制度全体についてわからないことが多いので説明会等をしてほしい」というご意見が多かったと思っております。

これにつきましては、集計等が出来次第委員の皆様にお知らせするとともに、先ほども申しましたが、パブリックコメントの結果として公表する予定です。私のほうからは以上です。

## ・委員

やはりパブリックコメントを受けて今日のこの場で話し合いをするということであれば、実際、今までの昨年度の中でも僕ら委員の中にニーズ調査の中身を全部公表されたわけですね。すみません、去年いらっしやらなかった方もいますが、去年はニーズ調査の全部の意見を資料として貰って、私たちもそれを読んだうえでここに来ているわけです。なぜパブリックコメントの 105 件が私たちの手元に資料としてないのかがわかりません。例えば、皆さん、いろいろな立場で参加されています。けれども、その中でいろいろな考え方がある人たちの意見も踏まえて、僕たちはこの中で、東久留米市の子ども・子育てのことを考えてやっていきたいと思っていますから、決して自分の主張だけをしようとは思っていませんし、この考え方もあるんだとか、こういう子育てをしたい人もいらっしやるんだとか、だからこそパブリックコメントをやるんだと思います。この中でちょっと譲ろうかなとか、こうじゃないかなとか、そのためのパブリックコメントだと思うんです。それが手元にない中で、今そちらから

「だいたいこういう感じでした」というものだけで、今日ここで9月の議会に上程する内容のものを決めるというのは、ちょっとどうなのかな、と。実際、そこに目を通していただいけずすよね。なぜその資料が僕たちに配布されないのかというところをちょっとお聞きしたいのですが。

・事務局

目を通した資料というのは、そのまま集計途中なものですから、ただ少なくともどのぐらいの人数の方からご意見をいただいたかとか、多かったご意見についてご説明したほうがいいのかというところでお話をさせていただいたところです。会議の中のご意見、5月23日のときにお示ししてから今回で3回目になるのですが、この会議の委員の方からもご意見をいただいてQ&Aを作成させていただいたところです。

また、7月22日までパブリックコメントをさせていただいて、多数のご意見を頂戴したところで、それを踏まえて私ども市の担当部のほうで条例案の検討をさせていただくこととなっているものでございますので、そこについては、例えばこの会議でパブリックコメントの意見がないと何かが決められないというところとは、またちょっと違う部分があるのかなとは思っています。ただ、おっしゃるところとしては、あったほうがよろしいというのはご意見として承りたいと思います。

・事務局

今、事務局が説明したとおり、本日までにパブリックコメントの資料を用意できなかったのは申し訳ないと思っていますところ。その理由として挙げられるのは、パブリックコメントをいただいたものに対する市の考え方も併せて資料としてお示ししようとしたのですが、パブリックコメントが多くて市の考え方までお示しできなかったため、本日資料として配付できなかったという経緯があります。決して、例えば「パブリックコメントでこれだけの意見をいただいたから、今回は口頭だけで」というわけではなく、市の考え方まで精査ができなかったということで本日資料としてお配りできなかったということで、考慮していただきたいと思っていますところ。

・委員

それでも今日決めなければいけないんですか。

・委員

私も同意見です。日程的に間に合わなかったということは、そういうこともあるので仕方ないなと思いますが、やはりパブリックコメントは貴重な市民の意見なので、私たちはその意見を踏まえながら論議しないといけない。それですごく楽しみにしていたというか、パブリックコメントをやることもとても大事だし、みんなの意見を聞けるということで、今日はそれを踏まえながら論議できるのかなと思っていたので、そうしたら今度きちっと資料が出たときに論議をしていくのが筋かなと思います。

今、私たちがあるのは、この前のニーズ調査の報告で出させていただいた自由記述のところを丁寧に見て、私は学童なので、主に学童のところですが、私たちは市民の意



見、保護者の意見は何かないかと思いつつ発言したり考えたりしているので、それこそ自分の意見だけではなく、私は父母会代表としてやっているし、子ども・子育て会議の委員として一生懸命やろうと思っているので、市民の意見があるところで論議をするのが当然というか、そうかなと思っていました。ただ、出さなかった事情も、日程的なものがあるということもあると思うので、そうしたらまた日程調整をし直すほうがいいかと思います。

#### ・委員

やっぱり子ども・子育て会議を設置したこと自体が、極端に言うとも別に東久留米市で設置しなくてもよかったわけじゃないですか、国のあれでいくと。でも、あえて東久留米市は子ども・子育て会議を設置して、予算を組んでやったわけです。市民の意見をどれだけ取り入れるかとか、やはり保育園利用者、学童利用者、幼稚園利用者、あるいは子育てに関わる人の意見を踏まえてやっていくという大前提でやったわけだから、それはとても素晴らしいスタートだったと僕は思っているわけです。それだからニーズ調査もやって、ニーズのある方に対して、皆さん時間をかけて内容を決めて、僕らも集計、アンケートを見てやってきたわけじゃないですか。それがパブリックコメントに関してはなぜなのか。〇〇委員は日程的な部分でわかりますと言いましたが、僕は非常に残念だと思います。やはりそこは、「現在まだ中途半端ですが、こういう感じです」という部分だけでも示してほしいところがあります。

実際、僕の勤めている職場がある中野区のほうでは、このあいだ子育て会議がありました。これは中野区のやり方ですが傍聴の方の発言も可能となりました。それで8月中にパブリックコメントをやっていました。いかに地元の人たちの意見を取り入れるかという姿勢がとても大事なんじゃないか。先ほどの説明ですと、事務局のほうで、とにかくパブリックコメントの内容だけを見て、「こういうふうになりました」みたいな後出しジャンケンみたいな感じで、せつかくこれまで市と一緒にやってきた委員たちのこういった努力は何だったのか。そういう信頼関係にまで僕はたどり着くんじゃないかと思っています。せつかくここまで来たのに。それともパブリックコメントに何か出していけない部分があったのかというところをちょっとお聞きしたい。

#### ・事務局

今2つご意見をいただく中で、市の考え方までちょっと時間がなくてという部分が事務局のほうからありましたので、市民の方のご意見の概要まで、今、下で資料が作られておりますので、議題の順番を変えさせていただきながら。

#### ・会長

では、今、資料ができて配付されますか。

#### ・事務局

先ほどちょっとお話ししたとおり、締め切りから今日まで時間がなかったのです。市民の方のご意見の概要はお配りできます。職員が打っているもので、誤字脱字等があ

ったら申し訳ないのですが、そちらについてはこの場でお配りはさせていただこうかと思ひます。それを見てまたご議論をいただき、方向性のほうはご検討いただければと思ひています。ただ、市の考え方につきましては、まだ幾つかの質問に対してどう答えようかという形の整理をしているところなので、市の考え方は今日はお配りできないのでご了承いただければと思ひます。

・会長

よろしいですか。とりあえず概要についてはこの場で配付する、と。それであとの市の考え方等についてはここでは時間がないので、検討しながら併せて提案してくると。

・事務局

これはパブリックコメントの答えというか。ですから、それはパブリックコメントの集計のところでいたします。

・会長

よろしいですか。ではあとでそれについては……。順番配意ですね。あとで、パブリックコメントの概要については、意見交換することにしますが、よろしいですね。

・事務局

ですから、ちょっと順序を変えて。

・会長

では一応そういうことで進行いたしますが、よろしいでしょうか。

### 3 確保方策（案）について

・会長

次に、次第3「確保方式について（案）」のご説明に移らせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。では、お願いします。

・事務局

それでは、次第3「確保方式について（案）」の説明をさせていただきます。資料番号は資料60「子ども・子育て支援事業計画の確保方策について」でございます。こちらにつきましては、前回の会議におきまして資料54ということでイメージを提示させていただいたところですが、今回はそのイメージをベースに、既にこの会議等で決定いただきました各事業における量の見込みを数字を直接入れさせていただいたものがございます。また併せて、多少レイアウトの変更をさせていただきます。

資料60の2ページ目、例えば(1)「利用者支援に関する事業（利用者支援）」というところですが、「②-①」ということで、最後に差し引きの行を追加させていただいています。このページは同じように差し引きの行を追加したものでございます。

3 ページ (4)「乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)」も行を追加したり、単位を追加したりしたところがございます。(5)「養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」におきましても、確保方策のところを年度単位であったものが確保方策として1つになっております。

4 ページ (7)「病児保育事業 (病児・病後児保育事業)」、(8)「子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)のうち就学児童分」、(9)「一時預かり事業」につきましても、差し引きの行を追加させていただいたレイアウト変更でございます。

5 ページ (10)「妊婦に対して健康診査を実施する事業 (妊婦検診)」も行を追加したり、単位を追加したところがございます。(11)「放課後児童健全育成事業 (学童保育)」は、それぞれの地区ごとに差し引きの行を追加させていただいたものです。

資料 60 につきましては、ただいま説明したとおりでございますが、何か具体的に確保方策を入れているということではありませんが、レイアウトの変更と、既に決定させていただいた量の見込みを出して掲載しているというものでございます。

#### ・事務局

今の資料 60 に関しては、まず 1 ページ目に量の見込みということで表示がありますが、特に今後、こういった量に関してどのように確保していくかということで、1 つはここに今お示したように、それぞれの事業ごとに量の見込みが入って、それから確保方策ということをごみんなで検討しながら、どういうふうにするかということが入っていくわけです。それで追加したレイアウト上の話としては、このところに「②-①」というところが多く入っているわけですが、そのところで差し引きの関係が示されているわけですね。既に量として入れているものもあれば、まだ入っていないものもあるということで、これはこれから入ったりとかということもありますし、それから後ほどまた説明をいたしますが、例えば (11)「放課後児童健全育成事業 (学童保育)」のところの量の部分であるとか、そういったところが今後の話として数字的には出てくる、と。こういったところについては念頭に置きながら、この資料 60 についてはこれからこういったところに皆みんなで、簡単に言うと数字を入れていくという作業になりますが、確保方策の所について入れていく。こういう少しイメージとして持っていただければということで、今回ご提示をしたということでございます。

#### ・会長

それでは、確保方策について、今後どのように数字を入れていくか、今全体的な説明がございましたが、何かご質問はございますか。

#### ・委員

まず 1 つが、僕は私立保育園の保育士をやっています。それで私事ですが、組合とかも入ってまして、先日東京都の私立保育園に関して予算交渉とか、そういう場に参加させていただいたのですが、その中に認証保育所の方が、予算交渉の中でいろいろ

る発言されておりました。新制度になるにあたって、東京都は認証保育所を本当に存続させてくれるのか。いろいろな話では3年から5年でなくなるのではないかといった不安があるという話があったのです。東京都の肝いりでやった認証保育所は、ある意味で待機児解消にも役立っていて、東久留米市でもやはり認証保育所を誘致したことで、そういう部分で大きな効果があったのではないかと思います。実際、今回の子育て支援事業の中で、東久留米市としては、認証保育所というのは子育て支援事業とは別枠のものであります。そういう部分について入っていないのですが、それはどのようにお考えなのかと思います。

もっと絡んだ話を言いますと、実際昨年度でしたか、いわゆる認可保育園に入れな保護者の方が認証保育所に入った。やはりあまりにも保育料の違いがあって、保育利用料を考える検討会の中では、補助金とかそういった形を使って格差を埋めるようなことが1回決まったのですが、市議会の中で新制度への移行を見て考えていきましたよということがあったのですが、実際、認証保育所が今ある中で、この辺は市としてはどのように考えているのか、お聞かせいただけたらと思います。

#### ・事務局

まず1点目の認証保育所の方向性です。私どもが東京都のほうに、各市町村のほうから、認証保育所がまずは新制度上認証保育所もきちんと位置付けてくれということをお東京都を通じて要望しているところですが、現時点を以て、新制度としての認証保育所の位置づけはない方向になるものだと考えているところです。一方、ただ、東京都としては当然待機児解消策の一端を認証保育所に担っていただいていますから、今までどおり支援していくということをお、私たちの保育担当課長会また子ども家庭部長会また市長会等で、東京都のほうからは説明を受けております。

子ども・子育て支援事業計画における確保方策について、認証保育所というのは、資料60の1ページ目②確保方策の4段目「認可外保育施設」というところで、確保方策の数値として認証保育所また定期利用保育施設がここに載ってくるような形になっていきます。また、担当所管としましては、各認証保育所さん、定期保育利用施設さんのところと調整を行いまして、新制度に対する説明をさせていただき、また今後の方向性についてヒアリング、相談等に行っているところであります。そういった中で、認証保育所の3年後、5年後というところ、どうしても東京都さんがどう考えていくのかということもあるとは思いますが、一方で新制度として、例えば今あるA型の認証保育所であれば小規模保育所B型に移行できるのではないかな等の情報提供をしながら、今後3年後、5年後どういった形になっていくのかということの相談を丁寧に受けていく必要性もあると思っておりますし、そういった形で進めていくところです。あと、認可外保育施設保護者助成金のことですか。

#### ・委員

いや、認証保育所の今の答えで大丈夫です。

・委員

認証保育所だけではなく、東京都はいろいろな場面において、今回の新制度について立場表明が私立幼稚園に関しても全然ないんですね。同じ役所間でもないんですか。6月20日の段階ではほとんど発言されない。すべて発言されるのは国の担当官だけということで、非常に東京都の考え方が見えない。本当に非常に困っている状況です。認証保育所だけではないです。

・事務局

今のお話は、いわゆる国の制度なので、都道府県の単位、それから区市町村の単位ということで、まずは国がこの制度自体をすべて統括しながら、いろいろな基準であるとかそういったことを示していくわけですね。そうすると都道府県というのは、その真ん中に位置していて、区市町村をたばねる立場であり、また都道府県として国に対して同じような立場で、情報と言いますかその内容を国に上げていく立場なものですから、そうすると、委員がおっしゃっているのは、例えば局面局面でいろいろな会議体とか別のそういったところでの発言ということであれば、基本はやはり国の制度としての説明がある。そういったところで東京都として、例えば今例があったように、現行の東京都の持っている制度を今後新しい制度の中でどのように動かしていくかということは、まだ都としても決めていない部分が多々あると思っているわけですね。そういった点では、東京都の見解としても、これから示していくことが当然予測されているので、私から言うのもどうかと思いますが、そういった点では東京都の方々が特に発言がないということの趣旨は、区市町村と同じ立場というような状況であろうと考えます。

・委員

それでも平成27年4月からなんですよね。

・事務局

実施はね。もうこの会議でもたびたびということで挙げましたが、現状では27年4月1日からスタートしますということに関しては変わりはありませんので、現状ではそういう認識で、私たちは東久留米市としてこの制度に向けての準備をしなければいけない立場だということです。

・委員

やはり一番心配なのは、先ほどからおっしゃられているように、本当に来年4月からやるのかどうか。特に国のほうが12月になると今度は消費税10%に上げるのかどうか決めるという話があって、上げなければ予算は確保されないというのがあったのですが、先日ちょっと僕のほうで情報を貰いましたら、先ほどちょっと事務局にもお話をさせていただきましたが、「8%だったらこれだけはできますよ。10%じゃないとこれはできません」という枠が厚生労働省から示されている。ですから、向こうとしては「8%の段階だったらこれだけはやりましょう」みたいな心づもりでいるんだろ

うなということがわかったのですが、先ほど事務局のほうもお話ししましたが、こういった資料も今日は欲しかったなという部分があったんですけど。

仮に8%でやっていったとして、僕はさっき認証保育所のことを聞いたのは、実際認証保育所に預けている方は、認可保育園よりも高いわけですから、そういうところで保育料助成をずっと求めてきていて、実際に東久留米市では保育利用料を検討する会みたいなものがあるって、この中でもある程度の助成をやりましょう、と。さっきもちょっとお話をしたのですが、今回のこの経過を踏まえてというのがあったのですが、実際にこのあいだの市議会でも「認可外保育施設の保育料助成の実施を求める請願」が趣旨採択されているわけです。やはりここの計画の中にも、認証保育所も含めた確保方策を入れているのであれば、これは確保方策とは別かもしれませんが、やはり来年本当に4月にスタートするのであれば、その時点で一緒にこれについてはぜひとも助成制度もやっていただかないと、「やりました、これから決めますよ」というのでは非常に困ると思います。

本当に、子育てしやすいまちづくりとか、そういうことを考えての子ども・子育て会議なので、それは今ここで発言しましたが、どこでやるのか、いわゆる公定価格とかそういうものが出て、事業計画とかその中で話し合うのかわかりませんが、ちゃんと市がやった委員会の中で助成をやっていくということを答申として出していますし、市議会でも今回の子ども・子育て会議の内容を見て、これでやりますということを行っているわけですから、4月上旬にここは課題としてできるように事務局の方の頭に入れていただきたいと思います。

・事務局

今のはご意見として承っておきたいと思います。

・委員

毎回必ず〇〇委員のほうから、「これでもやるんでしょうか、間に合わないと思います」ということが出て、私たちもそうだなと思っているのですが、東久留米の子ども・子育て会議として、会長先生のお名前で、「いろいろ論議しているけれども間に合わないんです」みたいなことを国のほうに声を挙げなくてはいけないのではないかと。ほかの区市町村もきっと同じような状況で、みんながこれはちょっと時間がないとか思っているのであれば、市民の人たちに私たちが誠実に対応するためには、声を挙げるのが誠実な対応かなと思いました。

1つ、もしかしたらもう知っているのかもしれませんが、東久留米のほうでほかの市がどうか聞いていただいて、きつい状況であれば、「みんなでもうちょっとゆっくりしたい、時間がない状況です」という正直な会議の経過を言ったほうがいいんじゃないかと、今話を聞いて思いました。

・事務局

今のお話は、いろいろなご意見があると思うのです。やはり26市のいろいろな会議なども実施されております。そういう中でまた各自治体まちまちな部分もありますが、

じゃあ全体として、例えば東京都に対して、あるいは国に対してということで、1つの例としては、市長さんの集まりの市長会とか、あるいは下部組織の会とか、そういったところで集約をして、それでそういったところで会議として意見集約ができれば、そういうアクションを起こそうかということにもなる可能性もあります。ただ、現状では、例えば部分的な内容として、市長会として、東京都とかそういったところに要請をしていこうというような、部分的なものなどは出てきたりしていますが、27年4月のスタートに関してはまだそういった動きは現時点ではありません。ですから、今そういったところで言えば、やはり先ほども申し上げたように、例えば区市町村を束ねる東京都の立場からとか、そういったところの局面、あるいは時間的な部分とか、そういったところで、またそういう動きがもしあればということで、その情報提供などもさせていただけるかと思いますが、現状ではまだないです。

情報提供というのは、そういう動きに関して何かあればということで、例えばそういったことは表に出てくるとお思いますので、そういうアクションがあれば、そういったことが動きとしてございましたというようなことはお知らせできるかとお思います。

#### ・委員

普通、制度が変わるときには、もう少しいろいろな意味で、例えば私立幼稚園の学級定員の変更等についても、年度内に決まってそれを守るといような進め方は、いまだかつてなかったんですね。ところが、例えば、27年4月から始めるとなると、在園している方たちが3年保育だとしても当然まだ2年間あるということで、その混乱ぶりというか、相当なものがあると思います。ほとんどお知らせしていないような状況です。決まっていないから知らされないというのをずっと続けてきて、そしてここで秋口になって、突然「こういうふうになっていますから」と言われても、ここに月に1回なり出てきている委員さんでも、また違った場所でレクチャーされないと理解できないような制度の大幅変更をどうしてそこまで急ぐのかというのは、私もやっぱり意見を上げていただきたいかなと思います。

そういう意見が区市町村から挙ることで、当然国のほうの考えも、27年4月一辺倒だったものが変わってくるはずで、やはりみんながよく理解をしてから、いろいろなところを調整してからここまでの大幅な制度変更は、進めるべきだと思っています。意見を上げていただけるとか、そういう意見を言う場所もないのでしょうか。ちょっとそこら辺は立場が違うので、私どもではわからないのですが、もしそういう意見が言えるような場所があるのであれば、ぜひとも「拙速過ぎて厳しい」、と。

#### ・委員

先ほど僕が言った厚生労働省のホームページに出ているこれを見ても、やはり25年度から29年度の中で、つまり29年度だったら今国で挙げているいろいろなものができるのではないかという予測を立てている。だから、25年度でできるとは思っていないという言い方は変ですが、まずできるところからやっっていこうと考えている。ですから、そういうことを考えたときに、これからあとの話になりますが、基準の部分なんかも、どれだけどうやっていけばいいのかな、と。本当にここで急いで、どれ

だけやればいいのか。先にゴールありきではなくて、まずはここなのかとか、そういう制度にすべき部分を押さえると、貰ってからやらないと、先にゴールを急いでやってしまって、あとから「ここはしまった」というのではとんでもないことになってしまうのではないか。

ですから、そういう部分でも、やはり国のほうにも意見を上げたり、また結果を貰ったりしながらやっていくことは、とても大事なことになるのではないか。この基本はすべての子どもたちが本当に幸せに生きていくためのものですから、何かしら市としてアクションなり、意見を上げたりとかできないんですか。

#### ・事務局

先ほどちょっとお話しした中に、市長会として国のほうに1つ、2つちょっとあったのは、国からの情報提供がちょっと遅いということでの意見は既に出されています。ちょっと申し忘れましたが、そういったことは、先ほど言ったように、そういうアクションとして出ていました。

それから、繰り返しになりますが、現状では27年4月に制度がスタートするということは現にありますので、1つの自治体として準備すべきものは準備していかなければいけないということがあります。そこのところは一定のご理解をいただければと思います。そのほかに各市とも、私どもと同様なこの子ども・子育て会議もしくはそれに類するそういった会議体を持って、こういった一定の議論は執り行われておるところです。そういう中で26市の全体会とか、あるいはブロックごとの情報交換とか、そういったところは当然ありまして、今まさにそれぞれの自治体がいろいろ情報交換なり、情報提供を受けながら、1つの方向に向かって取り組んでいます。

今回の国のほうが、例えばそれぞれ検討部会とか国のほうでは国なりに、各放課後児童クラブの検討部会であるとか、それぞれの検討の中で、国として責任を持って1つの新制度に係る運用基準、設備基準等を示したわけです。全国津々浦々の各自治体はそれを基にこの新制度に向けて同様の考え方を持って、また各自治体固有の内容を含めて、それぞれの基準を大方、これはスケジュール的なもので言うと、基本的には先程来申しているように、9月の議会に条例を上げて、これを整えていくということが、時間的などと言いますか、制度上の問題としては、この9月にそういったものを1つは成立しておかないと、自治体の立場では、スケジュール的には非常に困難になってしまうということもあって、それを簡単に言えば都下の23区26市は早いところでは、6月にやった自治体も、市では1つありましたけれども、ほぼその他の自治体は9月に、私どもが申しあげている国が示した運用基準に準じた形で、今整理を進めているところなのです。

いろいろなお意見はいただいておりますが、そういったところは、また会長を含めて、この子ども子育て会議でいただいた意見をどのように扱うかということも整理をしていきたいと思っております。

いずれにしても、現状として、私どもが今言っているように、27年4月には、今スタートすることに関しては、揺るぎのない話としてありますので、東久留米としてここに向けて準備はどうしてもしなければならないということも含めての、ご提案とい



うことでその辺のところを勘案しながらいろいろ議論を進めていただければありがたいと。そういう状況でございます。

・委員

早いところで6月にやっていて、さっきも僕がお話ししたのは、仙台市なんかは6月に出したら、国のほうでいろいろ誤りがあるって、それで1回撤回して、向こうも大変だなと思っていますが、僕らも今回スケジュールを5月に出されたこれを見ると、9月議会に出すということがあったので、じゃあこれでやっていくのかなと思っていましたが、やはりちょっと実際に進めていく中で、このままで本当にいいのかなという部分もいろいろあるわけです。それは本当にもっと丁寧にやっていきたいという部分もある中で、例えば来年4月にやるという方向を踏まえたうえで、12月議会では遅いのですか。

・事務局

手続きの話として、例えばこれからまた出てまいりますけれども、いわゆる確認行為、1号、2号、3号の認定事務であるとか、それからまた27年度の募集の関係なんかがあるわけです。そういうことを考えますと、9月にこの運用基準の条例を定めておくことが規則としては必要なのです。ですから、各自治体とも、早ければ6月ということもありましたが、9月までには整備をしていくということを前提にそれぞれ取り組んでいる状況です。

・会長

ちょっとよろしいですか。私も1つの考え方と申しましょうか、国のほうとしては関連3法の基本についてはもう国会で法律が通っていますよね。ですから、それはおそらく現時点では誰が考えても動かしがたいと思います。法律についてはね。それに基づいて、今まで我々が確認してきたことというのは、3法の基本については議論していろいろ意見交換しながら、先ほど意見がありましたように、いろいろな意見があるけれども、出し合いながらとにかく3法については了承する云々ではなくて、それでいかにざるを得ないだろうということで進んできたと思うのです。それについては基本的には条例という形で9月なりにしないと市としては立ちゆかなくなってしまうということです。

これからの議論というのは、前回も申し上げましたが、例えば今出されているように、確保ですか、先ほども議論が出ていましたが、量的な調査をちゃんとやっておりますので、確保をどうやって希望者について保障するのか。これはおそらく先行して議論して決めざるを得ないと思います。量の確保というのはですね。これはやはりまず最初にきちんとやらなければいかんということで今日も議題になっているわけです。ただそれを確保するためにはどういう条件が必要かということで、例えば認定リストはこうというのが出てきますよね。これはですから、おそらく、私の考えでは、条例化したうえで、確保の量もしっかりしたうえで、今度は質や量の面を含めて設計していくか、と。

今日の議題の最後のほうに、事業計画案が出されていますが、その辺の手順をしっかりと見ながら、どこで例えばもしも意見があれば、意見を私たちが出していく。そういう形で整理していかないと、行ったり来たりの議論になってしまうのではないかと思います。

ですから、やはり3法というのが通って、それに基づいて動かざるを得ないという面と、それから住民側から調査した量をきちんと確保していく、我々としては計画を立てなくてはならない。その量を確保するというのはどういう条件でその量を保障するのかということを議論する。それが公定価格であり、認定基準だと私は考えています。ですから、その辺の具体的な議論を1つずつ詰めながら、その中での意見を、もしも各市が同意見か睨みながら、我々としてはどういう意見を出せるのかとか、あるいは出す必要があるということをも早く検討する必要があるのではないかと私は思う。ですから、もうしっかりとパブリックコメントも出しましたし、それに対して行政側の説明なり出さなければと思いますし、そういうものを含めながら、我々としてはポイントを押さえながら会議として1つの考え方を示していくのかという役割があるのではないかと考えております。今出ている、例えば認証保育所の問題は確保の中にちゃんと入っていますし、1つ1つ片付けていくことを、この会議としてはやっていく必要がある。

先ほど、パブリックコメントで5点ぐらいのポイントが出ましたよね。これは、市がこれからの事業計画の中で組み込んでいかなければならないと思っていますので、まずは議題に沿った確保のところについて、どういうふうを考えているかということをも、この場で1つの方向性、基準を出さないと、せっかくのニーズ調査がどこかへ行ってしまうということになってしまいますので、ぜひ1つ1つ処理していくことが必要なのではないかと考えておりますが、どうでしょうか。

いろいろ話が散っておりますので、最終的には具体的な制度が発足できるのかどうかということまで議論が広がっていくようですが、そうなってくると議論の收拾がつかなくなってしまう。ですから、とりあえず量の調査も確保の方策についてどうなるかということをもこの場では議論して、1つの方向性を確認しないと前に進めなくなってしまうと思いますので、どうでしょうか。いかがですか。

#### ・事務局

確保ということに関しては、先ほど資料60を用いて説明をしたとおりで、このところに今所定の量の見込みということで、既に承認をいただいている数字については記載しているわけです。これは、繰り返しになりますが、先ほど申したように、今後はこの確保方策についてはこのところで、いろいろなこういった数字などを見ながら、また現在の担い手の方々の確認と言いますか、定員の確認とか、そういったことを含めて、このところに確保方策として、簡単に言うと枠の中に入れていくということが予定されているということで、今日の内容としては、そういうことのイメージも含めながらこれをご提示したということになります。

先程来出ていますように、現状は市の考えている内容ということであれば、いずれにしても27年4月ということに関しては、繰り返しになりますが、とにかくその時

間軸については、そこに向けて準備をしなければならないという状況があります。そのためというので、それに基づいて、国が責任を持って示した運用基準を準用した形で、市として、これらの条例化に向けてどうするか。先程来、本当に申し訳なかった部分ということでお詫び方々お話ししましたが、今、用意出来次第、まとまりはありませんけれどもパブリックコメントのいただいた内容をお示ししながら、そのところに関して前回から今回のところに関しては、前回国の基準案をお示しをし、そして一定のご意見をいただき、またパブリックコメントをしたわけなので、そういったことを勘案したところで、どのように条例案に反映させていくか。こういったことを含めての内容をこのあとに……。もうちょっと時間をいただいて、それを配付しながら、そういったところのお話もしていきたいと思っていますところ。

いずれにしても、前回示した運用基準と言いますか、パブリックコメントで出した内容をそっくりそのまま条例化するということではありませんので、そのところは、いろいろなそういった内容をどのように加味していけるかということがありますので、その辺のところはちょっと、このあとお願いをしていきたいと思っています。

ちょっとそういった点で時間との関係もありますので、会長から次第4「東久留米子ども・子育て支援事業計画（骨子案）のイメージについて」の説明を促していただければと思います。

・会長

いろいろな意見があろうかと思いますが、確保方策については今ご説明がございましたように、これから我々自身がいろいろな数字を入れていくということでつながっていきますので、そのことをご確認していただきたいと思っています。

4 東久留米子ども・子育て支援事業計画（骨子案）のイメージについて

・会長

次に、議事次第4、先ほど私のほうから少し申し上げましたが、事業計画について素案なり、骨子なりをご説明させていただきたい。その中でこれからの方向のイメージが出てくると思いますので、よろしくお願いします。

・社会構想研究所

では、私のほうからご説明をさしあげます。資料62「東久留米子ども・子育て支援事業計画（骨子案）のイメージについて」という表です。子ども・子育て支援法に基づく支援事業はすべての市町村がその事業の主体となることから、東久留米も含めて日本中の全市町村で策定されます。それにあたりまして、一定の水準を保つ、漏れがあってはいけないということで、国のほうから内閣府が「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を策定し公表しています。その基本指針に基づいて事業計画を立てていくことになっています。

この資料62を1枚めくっていただきますと、目次があります。「第1章 計画策定の概要」、「第2章 東久留米市子ども・子育て支援等の現状」、「第3章 基本事項」、「第4章 その他の事項」、「第5章 計画の推進」という形になっていますが、これ

は概ね国が示した基本指針に則った筋立てです。ページが振ってあります。

「第1章 計画策定の概要」ということで、これはどの行政計画でもそうなのですが、まず計画の策定、なぜこの子ども・子育て支援事業計画を作るかという計画の趣旨と背景というものを書きます。社会で子育てをするとか、これも一定の指針が出ているわけですが、そのうえで計画の位置づけ、これはどの法律に基づいているかということ。それから東久留米市内のどのほかの計画と関連しているかということ。そして、計画ですので、期間を必ず決められます。その計画については平成27年度を初年度として平成31年度までの5カ年を1期として作成します、という形になっています。そして、計画の策定体制として、この東久留米子ども・子育て会議の場で内容の審議を行いました。そういう形で、まずどういうふうにして計画が作られていったかということが冒頭に書かれたわけです。

第2章で、子ども・子育てについては、東久留米市はもうずっと取り組んでいるわけです。その背景となる人口と出生の現状ですとか、そういったものが2ページ目、3ページ目に来るわけです。これが現状については、平成21年からの人口をやっています。それから4ページの子育て支援の現状については、現在どれぐらいの施設整備がされていて、どのぐらいの利用者数があるかという形になっています。

5ページからがこの資料60にあります確保方策と同じものが来るわけです。まずはじめに「提供区域の設定」、「学校教育・保育」ということで、この確保方策の枠組みはここに入ってくる。これは7ページ以降もそうです。そういう形ですべての事業について平成27年度から31年度まで、どういうふうな量の見込みがあり、確保方策がありという形があり、ここが全体の割合を大きく占める。そして、13ページのところに「4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容」があります。

それから第4章「その他の事項」というのは、国の基本指針と任意記載事項とありますが、東久留米でもこの3つの内容については変えていく。そして15ページで、この計画を作ったあと、どういうふうに推進し、それから管理していくかということをかいている。

これはあくまでもまだ骨子案ですので、この内容をもとにして、この審議会の、この子ども・子育て会議の議論を踏まえて膨らませて計画書という形に落とし込むのが来年3月という形になります。まだ骨子案ですので、これを基にしてこのあと議論を進めていく。これを念頭に置きながら議論を進めていただきたいと思います。

#### ・委員

質問をいいですか。4ページの「2 子育て支援の現状」というところで、①の認可保育園、②の認証保育所、③の家庭的保育事業については「定員」という記述になっておりますが、幼稚園の場合はここが突然「利用定員」になっているのですが、これの年度は21年から25年までは「利用定員」という定員は各幼稚園は持っていないので、ここは「認可定員」でしかないはずですよ。

・事務局

これについては、この新制度の条件の中で、幼稚園に関してはまずおっしゃるように「認可定員」というのがあるわけです。ただ、ここの現状を把握するにあたっては、現在の利用者の定員を以て充てるという約束事があるので。

・委員

もちろんそうなんですけど、過去に遡った25年度までの記述をするのであれば、やはり誤解のないように、「利用定員」なんて、大変恐縮ですが、21年も25年もこの間一切出していませんので。国のほうがこのような記述をするようにということなんですか。

・事務局

ちょっと今確認しますのでお待ちください。

・委員

なかなかご存じのない方もいらっしゃるんで、幼稚園というのは当然ながら少子化の中、それぞれの持っている幼稚園を設立したときに、東京都からいただいた「認可定員」は非常に大きくなっている状況が一般的ということで、私たちが文部科学省のお役人さんから受けた説明は、「持っている認可定員で新しい制度の公定価格を計算すると皆さん大変なことになるので、ここ数年間の現状に合わせた利用定員というものを、子ども・子育て会議で出してということになります」という説明を受けています。この年度は、現状というのは過去のことですよ。

そうだとすると、国はどういうふうに指針を出したかわかりませんが、現状は各幼稚園が持っている認可定員の……。いろいろな形で学校法人化した幼稚園もあったり、もちろん若干変更はありますが、「利用定員」というのは定めていないので、それを「利用定員」という記述ではなく、出さないと。私が申しているのは過去のことなので。

・事務局

ただいまのご意見、こちらの資料のほうは、あくまで骨子案ということでスタートということになりますので、今のご意見を頂戴しながら、私ども、新しい制度のことを調べながら、ここの記載方法等、別の方法があればご相談させていただきながら、肉付けすると併せて更新をしていきたいと思っております。また、おそらく幼稚園だけ5月1日となっているところがありますので。

・委員

それはよく存じ上げていますので、5月1日現在で全部調べるというのは。

・事務局

後ほどお伺いしますが、現在の定員というところと、認可定員のところと2つ。

・委員

5月1日現在のお調べは全て「認可定員」で出しています。

・事務局

わかりました。そこを後ほど調べさせていただきながら、また先生にもお伺いさせていただいて、今後の資料のバージョンアップに。

・委員

もちろん27年以降は「利用定員」になるというのは十分わかっていますが。

・事務局

「利用定員」という言葉が、新しい制度の「利用定員」とイコールなのかということも含めてですね。

・委員

ただ、ほかの施設についてはみんな「定員」という記述になっているのに、幼稚園の部分だけ「利用定員」となるのが、やはり説明がないとわかりにくいと思うんですね。

・事務局

ありがとうございました。ご意見をいただいたのでその部分は次回までに調べさせていただきますと思います。

・会長

よろしいですか。それでは今の説明について何かご質問やご意見はございますか。事業計画のイメージ的な骨子案といたしましょうか、こういう方向で検討していきますよ、という。

・委員

学童に関しては、今日量の見込みの補正についてあるわけですね。ここについて論議しないでここに移っていくと、言えないから保留というか。

・事務局

あくまでも骨子案ですので、これからどんどんこういう会議の中でご意見をいただいて盛り込んでいくということで先ほど説明があったと思いますが、あとは今お話があったところで、学童の量の見込みでこの骨子案の関係する部分としましては、例えば11ページのお話になるんですね。具体的に数値のお話になるところもあるかと思います。

・委員

保育園のほうは延長のことが入っていますが、学童の延長のことについて入っていないのは。

・委員

今のことでいいですか。先ほどもちょっと発言させてもらったのですが、実際について最近、東久留米市において、保育園と学童保育の利用料のあり方について検討会みたいなものがあるって、その中ではしっかりと学童保育の延長利用については見通しとか、それなりに考えていくみたいな市の考え方が、その場でははっきりありましたよね。それは出されましたが、それはあくまでも無料ということではなくて、その場では学童保育の利用料に関しても保育園と同じように利用料を取るだとか、そのときに話し合おうということ、それは答申として出されていたはず。それが、先ほども話したように認証保育所の助成金とか保育料助成と同じように、子ども・子育て会議の動向を見てからということですとずっと流れてきているわけじゃないですか。この中で、今回、子ども・子育て会議の流れの中で、学童保育の延長保育、時間外保育が入っていないのはなぜなのか。

そういう部分ではさっきと同じように、1回これで来年スタートして、そこからまた延長保育を考えましようとなると、あのときの話し合いは何だったんだろう、と。なぜその場で、事務局もいらっしやって本当にいろいろな話をしていたわけじゃないですか。あの話し合いは無駄になってしまうのか。そういう部分で、今これを見て非常に残念な思いです。例えば、27年度、本当に先程から事務局がおっしやっているみたいに、国のほうの予算とか、いろいろな部分が確保とか確定していないと難しいという事情はわからなくもありません。まず、これが確定したうえで、せめて28年度からそこを考えますとか、そういう部分が反映されているのであればわかるのです。

実際に保育園で夜7時までやっている、園によっては8時までやっている。そこまで保育園に預けていた方が、学童になったら6時までしかやっていませんよと言われてたらどうすればいいんですか。その子どもはどうなるんですか。そういう部分が本当に。ただ量の確保とかそういうところだけではなく、実際にその子どもの行き場はどうなるんですかというところが、ここに反映されていないんじゃないですか。だから、そちらの言い分として「27年度で難しいのであれば28年度にしよう」とか、そういう部分が一切出ていないところに関してはどうなんですか。

・事務局

今のお話で、例えば学童の話についてご発言がありましたが、ここのところで子育て支援事業という単元で、この新制度の内容として、定めるべき事業が決まっているのです。そのところに、例えば7ページ(2)というところと言うと「時間外保育事業」という項目があるわけです。(11)には「放課後児童健全育成事業」という、学童保育を中心とした事業として位置づけがあるわけです。ここのところでは、学童保育としてこれから運営規程ということでもた出てまいります、そこに定めるべき項目が決まっています、そこに年間どれだけの日数をやるかとか、時間はどうかというのは、

そういったところで内容が規定されることになっているわけです。

そのときに、先ほどちょっとお話があったように、確かに過去にそういう皆さんにご尽力いただいて1つお答えをいただいた部分があって、それを消して全くないがしろにするということは毛頭ないです。ただ、今の現状ではそのときの議論の内容は結果には反映されていない状況ではありますが。今後、学童に関してはここにあるように、あくまでも延長ということに関しての取り決めの部分はないので、まずはこの学童保育事業として、通常決めるべき内容として決めていくこととなります。そこら辺のところは今回の、この会議の去年の最初の頃に言いましたが、いわゆる13事業と言ったときの項目のうち定めるべき内容というのがそこで規定されているという内容になっています。そのところをひとつご理解をいただきたいと思います。

#### ・事務局

今、事務局からご説明させていただいたとおり、今回の子ども・子育て支援事業計画という中で、必ず市区町村が計画を立てるにあたって、うたわなくてはいけない事項があります。その1つが「特定教育・保育に係る量の見込みと確保方策」。あとは7ページにあります「地域子ども・子育て支援事業」、13事業についての量の見込みと確保方策というのをうたっている形になります。

その中で、わかりづらくて恐縮だったのですが、時間外保育事業というのは、あくまでも保育申請を受けた子どもが、保育所の開所時間を超えたり、開所日ではない日に受けられる時間外保育事業の量の見込みと確保方策をうたいなさいということがありますので、ここに関しては保育認定を受けた子どもたちの時間外保育に係る量の見込みと確保方策ということでご理解賜ればありがたいのか、と。

先ほど〇〇委員や〇〇委員からご指摘があった利用料の関係のときに、学童の時間延長についてご議論いただいた内容というのは、逆な意味で言えばここには含まれないという形でご理解いただくほうがいいのかなと思います。ここは保育認定を受けた子どもだけなので、あくまでも2号であるとか3号の子どもたちが、時間外保育はどれだけ量の見込みがあるのか、この確保方策をどうするのかという量をここでうたっている形になります。

#### ・委員

ニーズ調査をやろうと言ったときに、国からは就学前のお子さんだけだという言い方だけでしたが、それだと東久留米の子育て支援のニーズが反映できないのではないかとということでみんなで論議し、2年生のほうまでやり、内容についてもすごく丁寧にみんなで頑張ったと思います。そういう市民の願いは、やらなくてはならないのは出されているのですが、事業計画はそれしか立てないわけではなくて、東久留米としてほかのこともあるわけですね。あのとき書いていただいたみんなの願いが、できるだけ反映できるようにというのを、これは国が言ってきたけれども、それ以外のところもきちんと入れた東久留米の事業計画を作るのかなと私は思っていたので、最低課題のところはクリアしつつ、必要な東久留米としての計画を加味するのかなと思っていたので、このイメージ図はちょっと私のイメージとは、ずれている感じです。



学童のほうも値上げについてすごく去年論議され、決定したのだけれども、この子ども・子育て会議が立ち上がるということで一遍白紙になり、こちらの会議のほうでということだったので、ここについてもどこかで論議があるのだろうと思っているところですが、そこも含めてではないとこの事業計画は立てられないかなと思ったのですが。この決まっていることしか、計画は立てないわけではないですよ。

・会長

その点はどうですか。13事業は基本的に自治体で計画を立てるという性格になっていると思いますが、その中で国の一定示されたものをきちんと作りつつ、東久留米の今までの議論してきたことは、当然これから含まれてくるんですよ。

・事務局

骨子案のほうは、お示ししたのはイメージなので、まず骨子案としては最低限国としてうたわなくてはいけないものは出していかなくてはいけないというのが1つあります。

あと、〇〇委員や〇〇委員から今出たご意見の中で、利用者負担のあり方ですが、今回の新制度にあたっては、ニーズ調査でやった量の見込みに応じた確保方策といった形をまず計画でうたう形になります。逆に言えば、その確保方策を実施していくにあたって、では利用者負担はどうあるべきかというのが、先ほど計画の前に利用者負担のあり方を検討したほうがいいという話もちよっとありましたが、私らとしては量の見込みはニーズ調査に基づいてやっていますから、それに応じて当然確保方策を立てて、保育で言えば待機児童を29年度までゼロにするような確保方策を講じていきなさいよというのが国から示されているところです。なので、否応なしに、ニーズ調査の結果と確保方策の結果はイコールになってきます。逆に言えば、その確保方策を講じていくためには、当然一定の、第1回のときに、これまで東久留米市が行ってきた待機児童解消策と、どれぐらいの費用を投じているかというお話をちよっと説明させていただきましたが、それと同じような形で、「じゃあ、これをやっていくにあたってはどこまでの利用者負担をお願いしていかなくてはいけないのか」ということを計画に基づいて、今度にご議論していただく形で今のところは考えています。

なので、まずはこの子ども・子育て会議で、国から必須とされていますこの支援事業計画についてご検討いただき、ある程度まとまった段階で、「じゃあこの事業計画を実施していくにあたって、利用者負担はどうあるべきか」ということをご議論いただければという方向で今のところは考えているところです。

・委員

学童の延長については、かなりの意見が出ていますよね。延長してほしいという意見が出ていて、私は開所時間とどこを延長するのかというのを実際の意見等から決めて、そちらが先なのかと思っていました。それと、これは骨子案のイメージだということだったので、その辺と私の考えているイメージとはかなりかけ離れているものであったということをご発言させてください。

・委員

実際に、この事業計画というのは、ちょっと順番が逆になったのですが、このあとの基準がベースになっているわけですね。

・事務局

イメージなんですが、基準は今ご検討いただいた3つ、1つは確認の基準、1つは家庭的保育の認可の基準、1つは学童の認可の基準、とさせていただいている中で、一番イメージしやすいのは、もしかしたら前々回ぐらいの会議のときにお話しさせていただいたかもしれませんが、例えば家庭的保育事業の、認可の基準は家庭的保育とか小規模保育をするにあたって、「認可するにあたってはこういうことを守っていただきますよ」というサービスの明確化と、あと言葉は適切ではないかもしれませんが、事業者規制というところの基準です。

一方、この事業計画というのはあくまでもニーズ調査に基づく量の見込みと確保方をどのように数字上していくのかというのをうたうのが、この事業計画になりますので、連動していると言えば連動していますし、ちょっとまた質が違うものと言えば質が違うものなのかというイメージは持っております。

・委員

ですから、ニーズ調査を基にするのであれば、やはり学童の延長利用の声が多いわけですから、そこは連動しなければいけないんじゃないのかなという部分と、あと基準のところ、学童の基準のところでは、学童の開所時間がはっきり書かれていなくて、これははっきりしていないわけです。これに関しては、市が出した資料52の学童の概要のところについては、「地域の特性は特段ないことから」ということで、「国の基準を用いる」となっていますが、実際にやはり学童で延長保育をやってほしいという特性はあるわけじゃないですか。ないわけではないですよ。やはり反映されるべきではないですかね。

・事務局

以前、保育料のあり方ということで検討した際、学童のほうもそのときの委員の皆さんに検討していただき、あと連合会なり父母会の方たちの意見を聞く中では、今と言う時間外、6時以降の部分については、全員が利用するという形ではないので、利用する方たちが、通常の基本的な保育料以外のオプションという言い方をしていたのですが、別立てで考えていくのも1つの方法であるということで、保護者の方からも意見をいただきました。

そういう中では、逆に、6時以降なり、例えば今6時まででするので、6時以降に利用する方の数的な問題、そして利用料もいろいろアンケートも含めてやっていく必要があるだろうということで、一律の金額ではないので、オプションという形で改めて基本的な保育料とは別に検討すべきではないかということがありました。今回はあくまで市のほうからもお答えしているように、学童保育を利用される方の、いわゆるニーズ、量の見込みを作って、そして確保方策ということなので、金額とか、逆に言え

ばどこまで延長すればいいかということとはちょっと別ものとして、あくまでこの事業計画のところを、それはまず利用する人数の方たちの部分、それからそのあとに今、事務局もお話ししましたように、そのあとに保育料なりのあり方というところの中で考えていく必要があるのかと考えております。

・会長

先ほど出ているパブリックコメントの議論も今日は少しやるんですよね。どうですか。それで、今出されていますが、これは国が示した全国的なトータルの骨子案ですよ。当然、13事業というのは地方自治体の事業になっていますから、それぞれの自治体の特性は出てくると思います。それは当然議論することは避けて通れないと思いますが、その部分で議論するというところでどうですか。

・事務局

議論と言いますか、さっき言ったように、この事業計画で決めるべきことと、それから事業計画以外のところで議論すべきことを整理して、ということを先程来申し上げているのです。ですから、それはそういう考え方を持っているところです。

・会長

ですから、議論しないとか、つなげないとかいうことではなくて。

・事務局

いずれにしても、この事業計画上で定めるべき内容は一律に出していかななくてはならない部分としては。

・会長

それは押さえなければならない。

・事務局

そうです。

・委員

そうすると、できたときに、市民にも提示するときに、「これは国で言われたやつで、そのプラスアルファはここで」というように二本立てになるのか。私は市民が見るから1つのものであり、でもその中にきちんと国の13事業はきちんと押さえられているけれども、というふうに、1つのほうがわかりやすいのかなと思いました。

・委員

僕がさっき言いたかったのは、1ページのところで、ちゃんと「次世代育成支援行動計画」とか、その辺も触れながらやっていくわけじゃないですか。要はそこからつながっているわけですよ。後期の次世代育成支援行動計画にも僕は出させていた

きましたが、そのときも学童の延長のことは出ていました。そういうところにつながっているのであれば、よりそういうところに触れるべきだと思う。ただそれが事務局のおっしゃるように、今回の子ども・子育て支援事業計画の中ではないんだよ、別なのだというのがあれば、それは丁寧に載せるべきではないか。そして、市としてはこれは過去のものではなくて、実施するとかそういうことは課題として継続してやっていますという形でやっていかないと、話し合いだとか、今までいろいろ聞いてきた人たちは、どうなったんだとなって、むしろ不信感を買いかねませんから、より丁寧に載せていくべきではないかということです。

・事務局

いずれにしても、繰り返しになりますが、事業計画として、都、国に上げていくべき内容は内容として整理をします。今言ったように、それ以外のことについても、例えば今話があったように、今後の利用料の関係も含めて継続して議論というか、こういったところでの話し合いをいただく所存ですので、そういったところで延長の部分について、例えば個別の話として、そういうことに関しても考える内容かなということは思っています。いずれにしても整理はさせてもらいたいと思います。あくまで、この事業計画上として整える内容は整えるということは1つありますのでね。

ではちょっと（パブリックコメントの資料を）配ってもらってもいいですか。

・会長

では先ほど出たパブリックコメントを配付いたします。

〈パブリックコメントの配付〉

・委員

ではこれが市民と皆さんに示す事業計画で……。

・事務局

繰り返しになりますが、まだ骨子なので。

・委員

その13にこだわるのかなというのが。

・事務局

13は入れなくてはいけないのです。

・委員

入れなくてはいけないのは当たり前であって、13では足りないと思っているわけです。13から連動するいろいろなものがあるから、13を入れるのは当たり前だけどプラスアルファを入れた実施計画を作るわけではなくて、今は「13です」ということだっ

たのでしょうか。

・委員

実際に、西東京とか学童の延長保育をやっているところはあるわけじゃないですか。そういうところはどういうふうに行っているのですか。

・事務局

そこについては、学童の保育の量の見込みと確保方策というのは当然うたっています。ただ、その中に延長保育も含まれてしまっています。それは例えば保育がそうなのです。認可保育所の基準の中では、保育時間は概ね8時間です。今回学童の認可基準も同じような時間は設定している。それ以上の部分に関しては独自保育事業という形の中で行っているのです。あくまでもそういった基準とかのところで、延長保育をうたっているわけではないのです。ただ、今回保育園の延長保育の部分については13事業の中の1つとして定められているので、その量の見込みと確保方策を、それだけ切り出して計画上うたわなければならなくなりましたが、学童の時間延長、延長保育については、どういう形の文言で計画上入れるかというのは今後の検討になってくるのかと思います。

ただ、繰り返しになってしまいますが、さっきの条例という言い方をすれば、そこは保育もそうですが、保育で言えば概ね8時間、学童で言えば今の原則の開所時間をうたっていかなくては行けない。計画という話になれば、13事業の中の延長保育についてはここに今明記されていますが、あくまでもその骨子案は最低限計画上入れなくては行けないものをまずお示しさせていただいているので、それ以上のものについては、今後この会議で検討していく形になるのかなと思います。

・委員

わかりました。

・会長

それでは前に進みますが、よろしいですか。

## 2 運営基準等について

・事務局

すみません。途中になりますが、先ほど議題2のところでも中途になっておりました、パブリックコメントでいただいたご意見を、まだ集計中でございますので、誤字脱字とか、番号が飛んでいたり、空欄だったりすることはあるかと思いますが、そこはご容赦いただきたいと思います。繰り返しになりますが、いただいた意見の主な部分について、ご説明させていただきます。

先ほど配付いたしました資料の順番でご説明させていただきますと、一番上の1ページ「放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準（素案）」というものがございます。こちらにつきまして、多かったですご意見は、「基準については十分に議論して

決めてほしい」、「学童に預けている保護者の方を丁寧に聞いて決めてほしい」、「今までの東久留米の学童保育の基準、質などが下回ることはないようにしてほしい」というようなご意見が主だったものであるという感触を持っております。

続きまして、次は「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」へのご意見です。13 ページの次は1 ページに戻っていますが、ここでいただいたご意見の中の多いところにつきましては、「調理施設の外部搬入の関係」、「4 階以上の避難用屋外階段の設置要件等」、現行東久留米市で言えば「家庭福祉員などの保育士の資格の関係、といったご意見を多くいただいております。

続きまして、ページをめくっていただきますと、16 ページの次、また1 ページに戻りますが、「特定教育・保育施設の設備及び運営に関する基準」につきまして多かったですご意見は、上乗せ徴収の部分になろうかと思えます。

さらにおめぐりいただきますと、4 ページの次はまた1 ページに戻りますが、そこは「その他」ということで、その他のご意見も今回記載させていただいております。多かったですご意見は、「新しい制度等について、わからない部分が多いので説明会を要望します」とか、その他のものなので多種多様にわたるところですが、そのようなご意見が多かったものでございます。

お配りした資料の概要については以上でございます。

#### ・会長

どうでしょうか。今配付されて間もないので、全部読み切ることはなかなか困難かと思いますが、一番最初に5 項目ぐらい事務局のほうから説明があったのを含めて、この資料を読んでいただければよろしいかと思いますが、どうでしょうか。

#### ・委員

だいたい話をとということで、学童のほうはざっくりとしたまとめだったのですが、今ば一っと目を通しただけでも、かなり具体的に3 年生までのところについてとか、開所の時間とか、具体的な意見がいっぱい出ているかなと思うので、今のまとめはかなりざっくりとした報告だったかなと思うので、きちんとパブリックコメントの意見を分析して考えていきたいと思いました。

#### ・委員

私も大学の教員で、教育者を輩出する立場にいて、今回の新しい制度はまず一つはお金の問題がやはり保護者は気になっているところだと思います。それから、今お話があった利用時間の問題。最後に質の問題が出ていると思います。このパブリックコメントは100 オーバーもあるので、すごく関心が高いなということはものすごく感じているわけです。

やはり資格の問題もたくさん書かれているわけです。市のほうのコメントということで、こちらのほうに「児童厚生員等研修を受けている者として」ということで理解はしているのですが、やはり有資格、無資格というのは、親にとってみれば大きな問題とは言いませんが、私は教員の立場からすると大きな問題と言わざるを得ないし、

言いたいところですが、このあたりの教員のあり方という部分に関して、今後ご検討いただきたいと思っています。

今ここでご回答を求めわけではありませんが、今後会議を重ねる中で教員の質に関して、前回も少しお話をしましたが、大学の中でも保育士の資格がなくても保育園の先生になれるんだという学生が増えているんです。増えているというか、そういう理解をしているんです。そういうことを踏まえると非常に怖いなという部分がありますので、ぜひとも少し頭の中に入れておいていただいて、それこそ独自で東久留米が研修をやるのであれば、東久留米市独自で研修を重ねるとか、何らかの方策をとっていただきたいというのが願いです。

・事務局

今、〇〇委員から、資格の関係でご意見をいただきました。またパブリックコメントの中でも家庭的保育事業また小規模保育事業A型、B型、C型の中の資格要件というのは多々ご意見をいただいたところです。そういった中で、子ども家庭部としましても、現行の家庭的保育事業でありますとか認証保育所の事業を実施する中で、この辺の実施要項を1つとして考えながら、職員の有資格は検討していく必要があるのかなと考えているところです。

ただ、ご意見の中で、小規模保育事業所は全職員が保育士の資格を持つべきだというご意見をいただいたのですが、今回の小規模保育事業所A型、B型、C型に別れている理由としては、A型は保育所の分園型なので、全員の資格が保育士という形になっていますが、B型はあくまでも今、例えば認証保育所とかをやっている事業所が新制度に移行できるような形で用意されているんですね。C型については家庭的保育事業の共同実施型という形で、2人の家庭的保育事業者と一緒に、小規模保育事業所をやるにあたっての形態として用意されているところがありますので、この辺については現行の家庭的保育事業であるとか、現行の認証保育所の資格要件をひとつ頭に入れながら、本市としてこういった形の要件がいいかということを担当所管としても検討していく必要があるのかなと考えているところです。

・事務局

続けて学童のほうにも少し触れたいと思うのですが、前回の会議でも〇〇委員のほうから資格の部分のお話があったと思います。Q&A等にも協力していただいた経過もございですが、やはり今保育のほうでの見解の一部を述べたように、学童についても資格に関しては、今示しているような国の基準の条項があったと思いますが、それと現在東久留米市において使用している状況がありますので、その辺のところは今担当部としても検討を加えていくものの1つとして考えているところです。

・事務局

今、事務局からもお話がございましたが、現時点において、子ども・子育て会議の委員の方とか、パブリックコメントで多数のご意見をいただいております。それらを踏まえて国基準との整合性とか、現行の施設または事業者の方の運営状況を踏まえな

がら、当初の話のとおり 9 月議会に向けて条例案を検討していきたいと考えております。私もこの部分に言及することはできませんが、今事務局が申しましたように、保育士や支援員の資格のかかわる部分の国基準との検討も含んだものと考えていただいでよろしいかと思ます。

またパブリックコメントにつきましても、私どもの市では行いましたが、いろいろな市のやり方があるとは思いますが、せっかくいただいた意見ですので、すべて精査して、公表のほうはきちっとさせていただきたいと思っております。

#### ・委員

事務の方は忙しい中いろいろ大変だと思いますが、パブリックコメントを貰ってよかったなと思ました。僕がちょっと気になったのは、今回のこの基準に関して、現在の東久留米市内にある認可だとか、認証の人たちがこれが入ることによってどうなるかという話をしたときに、今ある認可保育園とかやっているところは、「これに出ようとしても変わることはありませんよ、これから新しくできるところですよ」とおっしゃいましたね。僕は今回子ども・子育て会議をやるにあたって、「今の基準を低下するような内容にはしてほしくない。せめて東久留米市の現状維持」ということを発言したと思ます。でも、実際にこれは国の基準というのはいろいろ。このあいだ一遍に 3 ついただいて、その場で詳しい内容を見ることができませんでしたが、この内容を見てみると、やっぱり明らかに基準が下回るものが幾つかあるわけです。

例えばですが、家庭的保育事業の中の保育をやっている方に関しては、国のほうに関して言うと経験がなくてもできるような感じになっていますが、東久留米市の場合には違えますよね。ちゃんと経験のある人というふうになっている。小規模保育事業所に関しては確かに先ほど説明があったような感じかもしれませんが、実際に例えば神戸市は保育士資格を要求して、A 型を基本とするというふうに決めているわけです。やはり事故とかそういうことを考えて B 型とか C 型は考えていない。あるいは盛岡や札幌は B 型については有資格者を 3 分の 2 以上とするとか、やはりそういう部分でベビーシッター事件とかいろいろある中で、「箱があるからいい」ではなくて、いかに安心して預けられるかという部分での有資格だと思うのです。やはり国基準に準ずるということではなくて、今までの東久留米市のやってきたいろいろな保育事業に照らし合わせたときに、それがもし下がっていたらそれを上げるべきではないか。だからそういう部分で比較するようなものをいただきたいと言ったわけです。

実際に、例えば小規模保育事業所では、「2 階以上でも可能とする」になっている。3 階でも、極端に言えば 15 階でも 25 階でもいいわけじゃないですか。東久留米だからこういうところは今のところはないでしょうが、防災だとかいろいろなことを考えたときに、本当にこれで子どもの安全が守れるのかという部分もあるのです。実際に、前にパブリックコメントの中を見たらそういうことに触れている部分がありますし、これからできるところだからということではなくて、これからできるところも、今までの東久留米の最低限度の同じ条件になるような形に、やはり基準案としてパブリックコメントの部分は本当に十分に踏まえていただきたいと思ます。



・会長

時間がだいぶ押していますので、今日はどこまで議論されて、このパブリックコメントをいつどういう形で議論するのか。あるいは条例までの間にどうするのか、その辺をちょっと説明していただいたほうがいいと思います。

・事務局

ちょっと繰り返しになる部分がございますが、現時点におきましては、この回で3回目になりますが、この委員の方からいただいたご意見、Q&Aも作成いたしましたし、今回まだ集計中ではありますけれども、パブリックコメントで100を超えるご意見をいただきました。それから当然、国のほうでは専門的な方の視点も踏まえて十分議論された結果の従うべき基準、参酌すべき基準というものが示された中で、その中の整合性、それから現在運営している、先ほど〇〇委員がおっしゃっていましたが、事業者、施設の方の現状、それらを全部踏まえまして、9月議会に向けて条例案を提案していきたいというのが事務局のほうで思っているところです。

その条例を検討した中で、条例案をお示しする時期というのは、例えば次回の会議とか、それまでの間の個別に郵送等で今までのようにさせていただく等、方法はいろいろにしましてもお示しのほうはさせていただきながら、いただいたご意見を踏まえて検討していきたい。

・委員

何も議論はしないのですか。確かに、パブリックコメントはいただいたし、それから少しだけ出た委員さんの意見がQ&Aになっていますが、それ以外に、またその後、国の運営に関する基準を非常にわかりやすい形で市のほうで作っていただいたものを、私は大切に読んでいるのですが、この中でいくら従うべき基準となっていることであっても、その内容に今後これが条例化されてしまうと、これに則って運営されていくようになるので、もっと慎重に議論をする必要があると思うので、必要であれば8月に議論をする機会をいただきたいと思うのですが。時間的にあれば。

・事務局

今ご意見をいただいた頂戴した中ですが、ちょっとお話が変わりますが、まず先ほど資料61ということで今日お渡ししました「放課後児童健全育成事業『量の見込み』の補正について」は、時間の関係で今日のご審議が難しいかなと思っております。

また、例えばあと20分程度お時間の延長をいただきながら、この条例案についてご意見を頂戴し、当初からお話をさせていただいているとおおり、9月議会の条例提案を逆算しますと、会議でのご意見としましては、今回の会議がタイムリミットになります。ですので、冒頭でお話をいたしましたけれども、パブリックコメントの意見、また今まで頂戴した委員の方からの意見を踏まえうえで検討する予定ですので、それまでの間またほかにご意見がありましたらいただきたいと思います。

繰り返しになりますが、今、事務局のほうでいただいた意見を踏まえ、この辺りはぜひ検討しなければというのが。そもそも家庭的保育事業とか、放課後児童健全育成

事業の第4部2項のところにありますとおり、〇〇委員からもお話がありましたが、現状の基準、いわゆる最低基準というものの考え方からして、最低基準を超えて現在設備を有して、また事業者等においては最適基準を理由として、その設備や定員を低下させてはならないとあるので、そこは一定程度現状維持の担保はできたのかなと考えているのですが、そのうえで新規の事業等をされる方に対して、〇〇委員からもお話がございましたが、またパブリックコメントのご意見をいただいている中で、保育士とか支援員の資格の部分については特に検討していく必要があるかなということも考えているところです。

・会長

今出された点については次回条例案ができて……。8月のこの会議では条例案が出されるのでしょうか。

・事務局

いわゆる条例案という形で、きちっとした条例案が次の会議で示せるかどうか。時間的にまだ今のところ示せない可能性のほうが高いのですが、あとで話をしようと思ったのですが、次回の会議は8月22日を会議室の関係や事務局の都合を考えていまして、そのときまでには案文という形でお示しするのは難しいと思います。ただ、このようなところを変えるような予定であるということは、その頃にお出しはできるのではないかと考えています。

・委員

そのときまでに、今もう時間切れで議論はしなくても、意見をそちらに伝えてそれが反映される可能性はありますか。

・事務局

まず、パブリックコメントで100を超えるご意見がある中で、それは当然事務局も見せていただいています。また前回のこの会議の委員にいただいたQ&Aがございましたが、その意見は。新たな意見があることについては、このご意見と同様、もしいただければ、いただくということに関してはお願いしたいのですが、それが反映する可能性は……。新たな意見が出るか出ないかということもありますが、ご意見としてまずはいただけるのであればいただきたいと思います。ただ、もしそういうことであれば実際具体的な、いつまでという、前回のQ&Aの7月10日までにはお願いしますといったような形でご意見をいただくということは可能かと思えます。

・委員

あと多分、冬だったと思いますが、学童は今まで基準がなく、国基準ができてそれを受けて考えるといったときに、「東久留米として、それはここで論議されるのですか。それとも事務局のほうで作られるのですか」と質問をしたときに、「そのことについてはこの子ども・子育て会議の場で論議して決めます」ということがあったと思

いますが、そうなると思集約してという形は、やはりここで論議したとは言いきれないのかなと思っています。

今、途中まで読んでいたのですが、やはりパブリックコメントの意見は、委員としてとても大事に受け止めて意見を考えなくてはいけないなと思うと、一方通行ではなくて、やはりこの会議はそのための会議なので、論議をする場で決めるのがあれかなということと、今回これだけたくさんあるというのは、やはり条例を決めるということに関して、さらっとではなく、大事なこれが決まって、1年ごとに改定とかではなく、これでしばらく行くのだろうと思うと、やはり論議は必要かなと思います。

・会長

私の考え方を述べてみたいのですが、従うべき国の基準に関してはおそらく動かしがたいと思うのです。問題なのは参酌基準のところと、それからただいま出た家庭的保育のB型のところですか、そういった幾つかの点については、今度予定されている8月22日の辺できちんと議論をしたうえでこの条例と平行に議論する場合は……。どうですか、それは。

・事務局

そうしましたら、先ほど〇〇委員からもお話がございましたが、まずはこのパブリックコメントのご意見の部分だけですが、ここでお示しさせていただいた、今日初めて見る中ではなかなかすぐにはということがあると思いますので、それを踏まえた会議の委員の方からのご意見を、日程のところも含めてご連絡させていただきたいので、そのときまでにご意見をいただきたい。それを踏まえて、これまでいただいた意見等を踏まえ、事務局と担当部のほうで練り上げて検討させていただきたいということをお願いしたいのですが。

・委員

できたものはいつ？ 練り上げた結果は？

・事務局

その案につきましては、冒頭、当初お話しさせていただいたとおり、お示しできる時期はなるべく早くということですが、そのときに委員の方にお示しさせていただき、パブリックコメントの結果の公表がございましたので、これも踏まえてお示しさせていただきたいと思います。

・事務局

パブリックコメントはちょっと後になるかもしれないが、市の見解はね。

・委員

まず、これを読んで、自分でまた、あとニーズ調査の結果もあるし、意見をそちらに上げて、みんなの意見は言って、そこで練り上げられたものが今度はまたメールで

戻ってくるのですか。

・事務局

方法はまた。メールとか……。

・委員

そうしたら、できたものについて最終的な確認をこちらがするみたいな……。

・事務局

パブリックコメントに対して、市としてどういう考え方を持っているかというところもまだお示しできていない状況にあります。そういったものも含めまして、どういった形でご意見を頂戴するかというのは、持ち帰らせていただいて、整理させてもらってもいいですか。

・委員

今の手順のところですか。

・事務局

手順のところも含めて。

・委員

わかりました。

・事務局

例えばですが、さっきちょっと4階以上の避難階段については、国のほうがここで認可保育所の、認可保育所の設置基準を見れば、4階以上の建物は今までも建てられたんですね。そこの4階以上の避難階段のところを国のほうで防災であるとか、消防の専門家を入れて検討して、4階以上の建物に関しては避難階段で、屋外階段だけではなく、避難用特別階段等でも避難階段でいいよという形で、来年4月から東京都の条例も改正する方向で進んでいます。

それと合わせるような形で小規模保育のA型、B型、あと事業所内保育事業所については、4階以上のものについては、今回検討した4階以上の屋外階段はそれを踏まえた形でいいですよという形で今回基準は作られていますし、市としてもその方向で東京の地域性とかそういうことを考えればそれが適切ではないかと考えているところがあります。そういったそれぞれのいただいたご意見に対して、市側としてはどのように考えているか、こんな感じで市側としては考えていますということも、私らとしては委員さんに発信していかなくはないかなと思っていますので、その辺も議論というか、検討していただく手順については明日以降にまたご連絡させていただくということで持ち帰らせていただければと思います。

・委員

そこはもう1回論議をして確認が一番欲しいんですよ。それがこの会議の役割だと思いますから。そもそもが意見を出しても、会議に来て、「これでこうですよ」ということであれば、我々は会議に出る必要がないんです。この会議にみんなが来てやる意味はそこだと思います。ただ、事務局のいろいろな立場だとか事情はわからなくはないので、じゃあ、それは1回どうにかしたとしても、先ほど提案されたように、パブリックコメントを見て僕らも意見が出る。それで国の基準のこの案からそこを踏まえてやります、と。郵送なりメールで来ました、「これでいきますよ」ではなくて、やはりできれば先ほど次回の予定は8月22日と言っていましたね。

・事務局

予定していた会議はそうです。

・委員

せめてそこで。よくあるやり方ですが、「メールで来ました、会場で事務局にお任せください」という内容ではないと思います、今回は。やはりちゃんと皆さんにやって、「じゃあ、これでいきましょう」というゴーサインを確認する場がぜひあるべきだと思います。だって、実際の、先ほどの事業計画のところにも、子ども・子育て会議の皆さんで話し合っただけということに、僕らは責任感を持っているので、もしそういうことを会長、事務局にお任せするのであれば僕らは要りませんから。やっぱりちゃんと委員たちも時間を使ってやってきているので、せめて全体の確認を22日にやって、市議会に案として出すという形はやってほしいと思います。

・事務局

ではわかりました。そここのところも含めて整理をし、基本的には、日程の関係は8月22日でお願いをしていきたいと思っているのです。いろいろな事情がありまして。それは議会との関係ということではなくて、会場の関係とか別の要因で、8月には22日というご提案を皆さんにしたかったので、日にちは22日ということをお願いをしています。そして、今委員からのお話があったように、そういうやり取りも含めて22日の場で最終の確認をする前提で持ち帰らせてください。

ということで、今日は本当に長時間にわたってしまいましたが、またこちら側の提供すべき内容がいろいろな事情で提供できなくてご迷惑を掛けました点、本当に申し訳なかったと思います。すみませんでした。そういったところで、時間もだいぶ押していますので。

あとは、実は今日は資料61「放課後児童健全育成事業『量の見込み』の補正について」の案件も（審議予定でしたが）、今回またお出しするようやり取りの中で、基本的にもし可能ならばこの辺のところの説明をちょっと加えながら、また次回に最終的にはこれについては22日の案件として改めて確認をさせていただきます。

#### ・事務局

追加でこの資料について触れさせていただきます。今、ちょっと事務局がご説明しましたが、この資料については説明もこの中に入っておりますので、これに対する説明は個別にやるのは難しいかもしれませんが、5ページのところだけちょっと確認したいのですが、こちらは「参考」と付いておりますが、数値の四捨五入とか端数は引き継ぎの関係で前のページと整合性がとれないところがありますが、あくまで参考として見ていただきたいということが1つ付け加えさせていただきます。

そうしましたら、最後に5ページ右側のところだけちらっとご説明いたしますと、ここで各地区ごとの27年度から31年度の5年間の、現況の定員から補正後の量の見込みを引いたもの、いわゆる三角が入っている数字のところは定員オーバーですというような表現になっています。

追加で、1ページ右のところですが、左のほうは補正前ということで、以前会議でご了承いただいた数字、量の見込みの低学年のところです。右のほうは真ん中に現況がございまして、例えば27年度の「ウ」の行には62という量の見込みが低学年で出ています。実際に利用数を見ますと、現況の真ん中の表のIの「ウ」の行に82という数字がございまして、現況の利用数よりも量の見込みが下回っているような状態が算出されていますね。事務局としましては、補正の考え方としまして、現況の利用数に満たない量の見込みはどうなんだろうというような考えから、児童推計上、年度ごとに減っていく傾向がある可能性もありますが、ただやはり現状ぐらいの利用数は見込まれるのだろうということで、逆に各地区ごとの補正前の量の見込みの平成27年度が現況の利用数に満たない場合は、その差分を各地区ごとの量の見込みの各年度に加算する。いわゆる括弧書きで、今のところで申しますと、Kの列の「ウ」の行に「(+20)82」という数字がございまして、これは20加算して最終的に82という量の見込みに補正した、と。逆に補正して量の見込みを上げたような形を表記しています。それぞれ右の表は同じような考え方がございまして、ちょっとお時間をいただいて申し訳ないです。

#### ・会長

それではよろしいですか。

#### ・委員

パブリックコメントを読んで意見をまとめるのはいつぐらいなんだろうというのが。22日までに濃いやり取りをしなくてはいけないし、その間に夏休みもあるし、メールが見られない状況だったりすることもあるので、もうちょっといつぐらいまでという見通しが欲しい。「今日考えて、明日」ぐらいじゃないといけないのかなというのが。

#### ・事務局

先ほどちょっとそれも踏まえてというお話をさせていただきましたが、1週間は取りたいとは思っています。

・事務局

つまり、いただくことも含めてということで、こちらからお出しして……。

・委員

メールを貰っているときに、いなかったらわからないので、何日後に締め切りと言われて、家に帰ってきた途端、「ああ今日だった」みたいにならないように、どうしても夏休みもあるので、早めに。

・事務局

とにかく皆さんにちゃんと情報が行きわたるように、その辺のところは対応しますので、まずは持ち帰らせてもらって、明日ある程度プランを出して、まずは皆さんに一報をお伝えするようなつもりで取りかかりますので。

・事務局

例えば今の段階でメールのほうがいいか、郵送のほうがいいとかある場合は、おっしゃっていただければそちらに合わせます。あと両方も可能です。

・委員

というか、いつ頭を使えばいいのかというのが。いつも会議の何日か前に今日のことを考えたりするのですが、今回は22日の前に考えてやり取りを出さなければならぬとなると。今日は水曜日ですが、木、金、土ぐらいは頭を休めていていいのか。急いでやらなくてはいけないのか。

・事務局

今日は事務局側の不手際もありまして、パブリックコメントについて出さなかったのは本当に申し訳なく思っています。それも踏まえまして、どういった形で何を出せばご議論いただけるのか。それがまたこういった会議の場を設定しなくてはいけないのか、先ほど〇〇委員からもご意見をいただきましたし、それが実際に可能なのかどうかも含めまして検討させてもらっていいですか。その代わりに、早い段階で明日もしくは明後日には委員の方々に、こういった形で整理させていただきたいということをお示しさせていただきたいと思っています。

・委員

やはりそうすると、もういっぱいいっぱいな会議で、さっき言ったように、「やることはもちろん一生懸命やるんだけど、やっぱりきついです」というのが現状としてあるので、本当だったら事務局側からは声を挙げられないと思うのですが、この会議の場でいろいろなことが心配事がいっぱいあるのは、どこかが声を上げるのを様子を待っているのではなくて、市民に対して黙っているのではなくて、「一生懸命やりますよ、でももう時間がないんです」というのは言ってもいいのかと今の話を聞いて思いました。意見です。以上です。

## 5 閉会

### ・会長

それではよろしいですか。では遅くまでどうもありがとうございました。委員の皆さんも35分ぐらいオーバーしましたが、今日はこれで終了してよろしいですか。どうも皆さん、遅くまでの議論、お疲れさまでした。次回に期待を申し上げて終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以 上